

北九州市市税条例の一部改正について（議案第77号）

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、市税条例の関係規定を改正するものです。

【主な改正内容】

1 特定親族特別控除の新設に係る規定の整備

個人住民税について、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応の一環として特定親族特別控除(※)が新設されたことに伴い、関係規定を整備し、令和8年度分の個人住民税から適用する。

(※)特定親族特別控除

就業調整対策の観点から創設された、大学生年代の子等(所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等)に係る控除で、既存の特定扶養控除の対象(前年の給与収入が123万円(改正前:103万円)以下)とならない前年の給与収入が123万円超188万円以下の子等を有する所得割の納税義務者について、最大45万円を控除するしくみ(子等の前年の給与収入が160万円(所得税は150万円)を超えるものについては控除額を逡減)

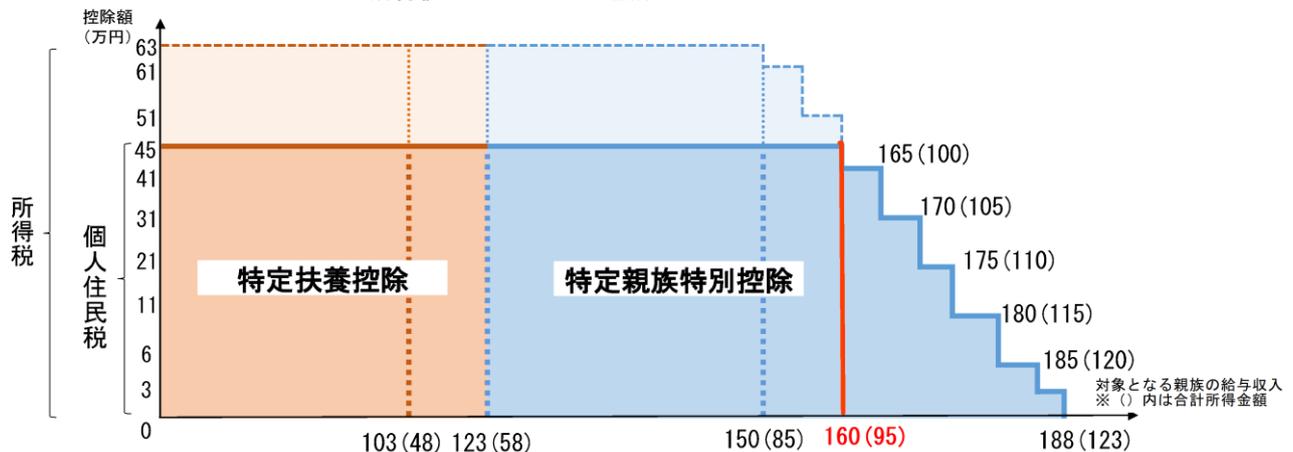
<特定扶養控除と特定親族特別控除の対象>

特定扶養控除 : 給与収入123万円以下である、19歳以上23歳未満の扶養親族
(改正前: 給与収入103万円以下)

特定親族特別控除 : 給与収入123万円超188万円以下である、19歳以上23歳未満の親族等
(控除額は給与収入160万円から逡減)

<控除イメージ>

※所得税は150万円から逡減



≪具体的な条例改正内容≫

○ 所得控除(第19条)

特定親族特別控除を所得割の所得控除の一つとして規定に加えるもの。

○ 市民税の申告等(第26条第1項)

市民税の申告書の提出が必要な者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で各種所得控除を受けようとする者)について、その各種所得控除の一つに特定親族特別控除(特定親族(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)を加えるもの。

○ 個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書(第27条の2第1項)

給与所得者が提出しなければならない扶養親族等申告書に記載すべき事項として特定親族の氏名を追加するもの。

○ 個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書
(第27条の3第1項)

公的年金等受給者が提出しなければならない扶養親族等申告書について、同申告書の提出が必要となる者に特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者に加え、同申告書に記載すべき事項として特定親族の氏名を追加するもの。

2 離島振興対策実施地域内に新設及び増設をされた特定の家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税の課税免除(付則第15条の9)

- 離島振興法の委任を受けた総務省令の改正により、適用期間が2年延長されたことに伴い、条例で定める課税免除の期間についても2年間延長するもの。

3 加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例(第29条の2(新設))

- 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、当分の間、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みが地方税法に新設されることを受け、条例においても関係条項を新設するもの。